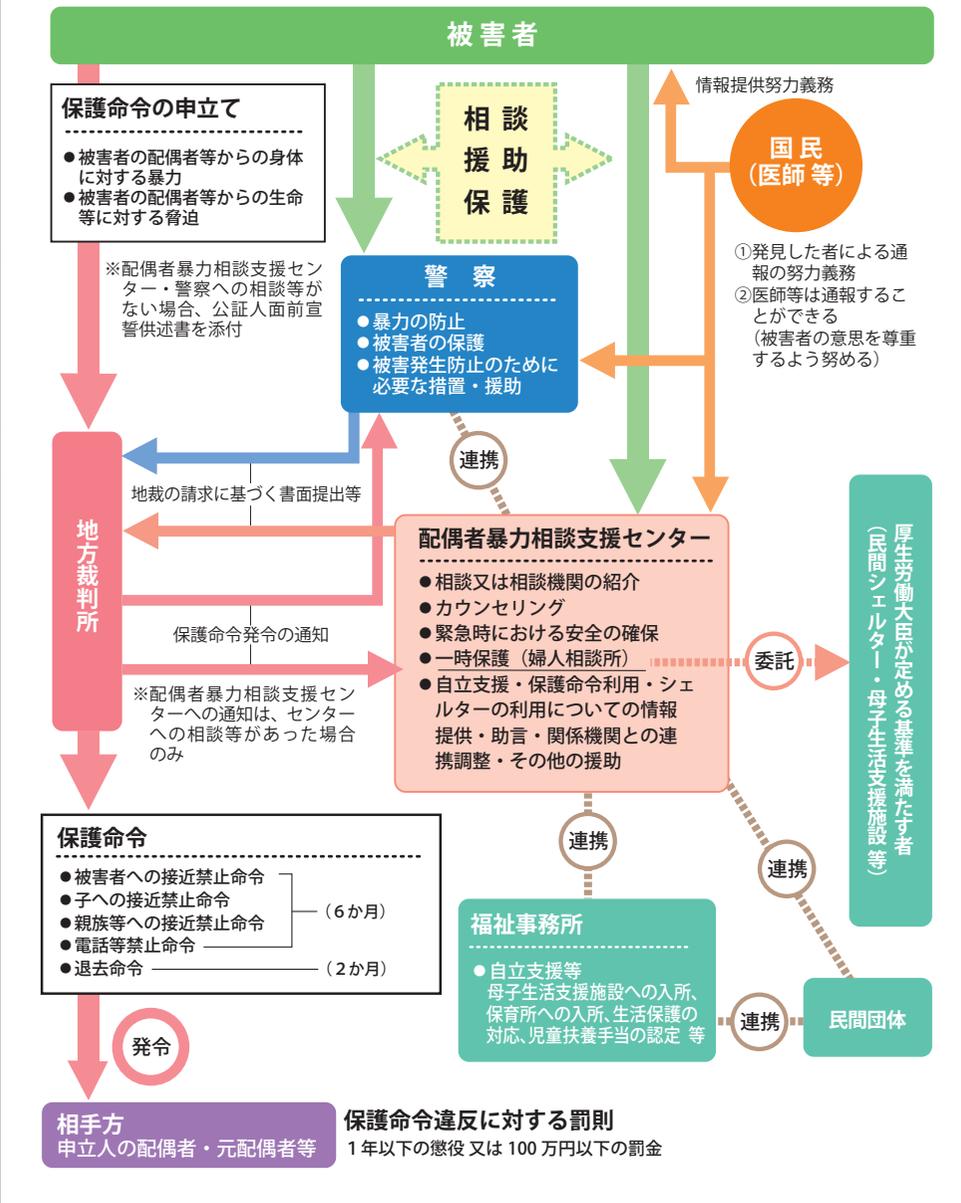


第4次ぐんま DV 対策推進計画

～配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して～

配偶者暴力防止法の概要 (チャート)



基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」の計画期間が終了することから、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び自立支援のための施策を更に推進することを目的として計画を策定する。

(2) 計画の位置づけ

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく県基本計画
- 「群馬県男女共同参画推進条例」の推進及び「群馬県男女共同参画基本計画」の基本目標達成のための実施計画
- 「第15次群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」を達成するための個別実施計画

(3) 計画の対象

「DV防止法」に基づく配偶者等からの暴力を対象とし、家族その他親密な関係にある人からの暴力等についても配慮して実施する。

(4) 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

(5) 計画の進行管理

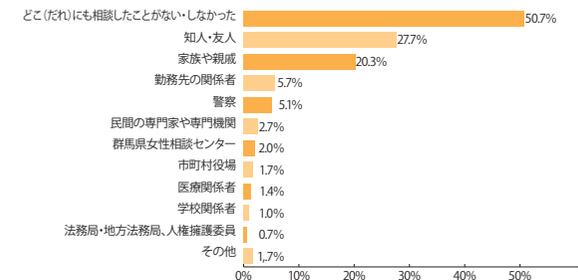
数値目標を設定して、群馬県男女共同参画推進委員会において、毎年、進捗状況を評価し、県民に公表する。

群馬県におけるDVの現状

暴力被害者の相談状況

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて「どこ(だれ)にも相談したことがない・しなかった」は過半数を占めています。公的相談窓口へ相談した人の割合は極めて少数となっています。

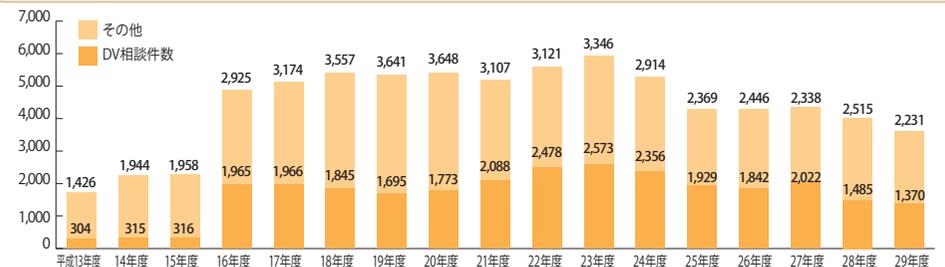
暴力被害者の相談状況



相談件数の推移

DV防止法の改正等に伴い、平成16年度以降相談件数は大幅に増加しましたが、平成23年度をピークに減少傾向にあります。平成29年度は1,370件となっています。

女性相談センター及び女性相談所の相談件数の推移



群馬県生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課

問い合わせ 群馬県前橋市大手町1-1-1
TEL: 027-226-2902 (直通)

基本理念

配偶者等からの暴力のない社会の実現

DV対策の推進にあたっては、次の認識をもって施策に取り組みます。

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
また、配偶者等からの暴力は、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身に甚大な影響を及ぼすものです。
- (2) 女性に対する暴力は女性の人権に対する重大な侵害であり、その背景には男女の経済的格差などの構造的な問題も大きく関係していることから、男女共同参画社会の実現が女性への暴力の根絶のために必要です。
- (3) 被害者は、自らの意思に基づき、安全に安心して平穏な生活を営む権利があります。
- (4) 国及び地方公共団体(県及び市町村)は、配偶者等からの暴力の防止及び適切な保護(自立支援を含む)を図る責務を有しています。
- (5) 配偶者等からの暴力のない社会を実現するためには、県民をはじめ国、地方公共団体、民間団体等の連携、協力が不可欠です。

重点施策・数値目標

【数値目標】

指 標	基準値(2017年度)	目標値(2023年度)
DV相談窓口等の認知度	90.3%	100%
デートDVの認知度	55.2%	100%
市町村配偶者暴力相談支援センター設置数	5か所	10か所
市町村DV対策基本計画策定数	13市町村	24市町村

【重点施策】

- (1) 若年層を中心とした予防教育及び効果的な広報啓発
- (2) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
- (3) 専門的な心のケアが必要な方や男性など、多様な相談に対応する体制の整備
- (4) 一時保護所等退所後の被害者に対するきめ細かな中長期的支援の充実
- (5) 関係機関・団体等の連携強化、切れ目のない支援の実施

基本目標・施策目標

I 暴力を許さない社会づくり

- 1 学校等におけるお互いを大切にする社会を目指した人権教育の推進
重点事業 デートDV防止啓発の推進、指導者層を対象としたデートDV防止指導の取組推進
- 2 若年者に対する予防啓発の推進
重点事業 デートDV防止啓発の推進、指導者層を対象としたデートDV防止指導の取組推進
- 3 配偶者等からの暴力に関する理解促進
重点事業 DVに対する意識啓発の促進・相談窓口の周知
- 4 配偶者等からの暴力に関する調査研究の推進

II 信頼できる相談体制の整備

- 1 相談体制の充実・強化
重点事業 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
- 2 相談担当者等への研修体制の充実・強化
- 3 発見・通報体制の整備
- 4 多様な相談への対応
重点事業 被害者への心のケア、男性・LGBT等性的少数者からの相談対応

III 安心・安全な保護環境の整備

- 1 保護機能の充実・強化
重点事業 子どもの心のケア
- 2 同伴する子どもに対する支援
- 3 適切かつ迅速な苦情処理体制の整備

IV 自立支援の体制整備

- 1 住居の確保に向けた支援
- 2 就業・福祉に関する支援
重点事業 関係機関の連携による被害者に対する就業支援の充実
- 3 法的手続等に関する支援
- 4 被害者の心のケア
重点事業 専門家による中長期的支援
- 5 被害者等の安全の確保
- 6 被害者の子どもに対する支援
重点事業 子どもの心のケア
- 7 民間団体と連携した自立支援の推進
重点事業 ステップハウス等の設置促進

V 被害者支援ネットワークの構築

- 1 役割分担の明確化
- 2 推進体制の整備
重点事業 女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実と活用
- 3 市町村推進体制の整備
重点事業 市町村基本計画の策定・推進、市町村における支援機関ネットワークの整備
- 4 民間団体との連携・協同
- 5 地域住民との連携・協働
- 6 広域連携体制の整備